

事務連絡
令和8年5月18日

愛知県指定就労継続支援B型事業所 御中

愛知県福祉局障害福祉課

令和8年6月報酬改定に伴う就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出について（依頼）

日頃から本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、令和8年6月に施行される障害福祉サービス等報酬改定により、就労継続支援B型の基本報酬区分（平均工賃月額）の基準が見直されます。つきましては、令和8年6月から算定する就労継続支援B型の基本報酬の算定区分に関する体制届の提出について、下記のとおり御提出ください。

なお、体制届については、原則、算定する単位数に変更が生じる場合に提出いただくこととしておりますが、今回の就労継続支援B型事業所の基本報酬（平均工賃月額）に係る届出については、令和8年5月まで算定していた単位数から変更がない場合も届出を必須としますので御対応の程お願いいたします。

記

1 提出書類

① 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【総合支援法】
④ 当該事業所・施設に係る組織体制図（任意様式）
⑤ 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（令和8年6月改定版）
⑥ （令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合）基準見直しの適用対象外であることが分かる根拠書類（任意様式）

※提出書類の様式は県ホームページを確認すること。

障害者総合支援法：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shakasan.html>

2 提出期限

令和8年6月15日（月）（消印有効）

以下の宛先まで郵送により提出してください。

〒460-8501（住所不要） 愛知県福祉局障害福祉課障害福祉事業所支援室
事業所指導第一グループ 宛て

3 留意事項

- ・令和8年6月報酬改定の詳細については国資料を御確認ください。
 - 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001680064.pdf>
 - 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和8年3月31日）
(Q&A) <https://www.mhlw.go.jp/content/001683290.pdf>
(別添資料) <https://www.mhlw.go.jp/content/001683311.pdf>
- ・体制届は届出行為であり、事業者の責任において要件を満たしていることを確認したうえで、報酬の算定内容を本県に御報告いただくものです。届け出たことをもって要件を満たすものではなく、事後的であっても運営指導等での確認において要件を満たさないことが判明した場合は、指定取り消し等の行政処分や報酬の返還の対象となる場合がございますので、事業者におかれましては報酬告示・基準省令等の各種規定を必ず御確認のうえ、御提出いただきますようお願いいたします。

担 当 障害福祉事業所支援室
事業所指導第一グループ (052-954-6317)
メール shogai-jigyosho@pref.aichi.lg.jp